

項目	質問	回答	「認定審査の手引き」該当ページ
受験資格審査 (コース外修了者の教育要件審査)	1 専門看護師教育課程外(コース外)を修了しています。必ず受験資格審査を受験する必要がありますか。	<p>受験資格審査は教育要件のみの審査です。専門看護師教育課程外(コース外)の修了者であっても、受験資格審査を受験せずに認定審査を受験することが可能です。その場合、26単位・38単位の専攻分野に必要な所定の単位に相当する単位を取得している必要があります。</p> <p>[26単位の場合] CNS共通科目:8単位以上、専攻分野共通・専門科目:12単位以上、実習:6単位以上 [38単位の場合] CNS共通科目:14単位以上、専攻分野共通・専門科目:14単位以上、実習:10単位以上</p> <p>(参考)日本看護系大学協議会のホームページ「高度実践看護師教育課程基準 高度実践看護師教育課程審査要項」の単位別、分野別 ※受験資格審査を申請した年は、認定審査に申請できないためご注意ください。</p>	P5、6
	2 「受験資格審査(コース外修了者の教育要件審査)」と「認定審査」を同時期に受験できますか。	<p>受験資格審査を申請した同年度に専門看護師認定審査に申請することはできません。コース外修了者として受験資格審査を受験する必要があるか教育要件を確認してください。 ※受験資格審査を受験していなくても認定審査は受験可能です。</p>	P5、6
教育要件	1 専門看護師教育課程の有効期間の確認方法と提出物について教えてください。	<p>本会公式HP掲載「専門看護師教育課程一覧(参考)」を参照し、取得年度が「CNS共通科目」「専攻分野共通科目・専門科目」の有効期間に含まれるかを確認してください。有効期間に含まれる場合は「コース内」含まれない場合は「コース外」となります。 「コース外」の科目については、教育要件のコース内と同様の内容であることが確認できるよう、履修当時のシラバスのコピー(該当科目のシラバスが掲載されていることがわかるように、シラバスの表紙や目次も含める)や教育プログラムに関する資料、実習要項及び実習記録等の提出が必要となります。詳細は認定審査の手引きにてご確認ください。</p> <p>専門看護師教育課程一覧(参考)はこちら</p>	P8、25-29
	2 入学時には26単位の教育課程でしたが翌年38単位へ移行し、科目の一部は38単位の教科目を取得しています。どちらの単位で申請したらよいのでしょうか。	<p>修了した大学院にお問い合わせください。 2023年まで26単位の修了で審査に申請することが可能です。</p>	P3
	3 入学時には26単位の教育課程でしたが翌年38単位へ移行し、科目の一部は38単位の教科目を取得しています。その場合、コース内・コース外をどのように考えたらよいのでしょうか。	<p>日本看護系大学協議会が定める所定の単位に必要な教科目の履修年度が本会公式HP掲載「専門看護師教育課程一覧(参考)」の「CNS共通科目」「専攻分野共通科目・専門科目」において、「有効期間内」のものはコース内に該当、「有効期間外」のものはコース外に該当します。</p> <p>※基本的に26単位から38単位へ移行期間に空白の時間が生じていなければ、どちらもコース内に該当します。</p> <p>※26単位から38単位へ移行期間に空白の時間があり、「CNS共通科目」「専攻分野共通科目・専門科目」のうち有効期間外に履修した科目があれば「コース外」に該当します。</p> <p>専門看護師教育課程一覧(参考)はこちら</p>	P5、19-24
	4 コース内修了者です。自身が大学院で履修した科目が日本看護系大学協議会の専門看護師教育課程基準のどの科目に該当するか分かりません。	<p>修了した大学院にお問い合わせください。</p> <p>コース内修了に該当する場合は、「専門看護師教育課程基準 単位取得証明書」を提出してください。コース外修了に該当する場合は、修士課程の履修単位証明書、科目履修単位証明書、成績証明書等を提出してください。</p>	

項目	質問	回答	「認定審査の手引き」該当ページ
実務研修要件	1 自身の専門看護分野の実務経験が実務研修フィールドの要件を満たすのか教えてください。	実務経験が専門分野(実務研修フィールド)の要件を満たすかどうかは審査となるため、お答えできません。 勤務証明書及び非常勤勤務証明書の所属(病棟・部門等)には、手引きの「実務研修フィールドについて」を参照し、所属部署の名称(病棟名ではなく、診療科名等)・特徴を具体的に記載してください。	P6、43
	2 『資格認定制度 審査・申請システム』の履歴書編集画面の実務研修内容に何を記載したらよいのかわかりません。	手引き(別添2)の専門看護分野における実務研修内容(1)～(6)を参照し、申請者自身が行った実務研修内容を具体的に(誰に対して何を実施したのか)各項目1つ入力してください。長文ではなく、簡潔にまとめてください。(6)については、修士課程で取り組んだ研究(修士論文等)のタイトルのみ記載でもよいです。 例： (1) 大腸がん患者及び家族に対する告知後の看護 (2) ケアを拒む患者の看護について担当看護師に対してコンサルテーションを実施 (3) 地域の医師、看護師とチームを形成し、終末期がん患者の在宅支援を調整 (4) 認知機能が低下した高齢者に対して治療選択に関する倫理調整を実施 (5) ○○をテーマとし、病院内の看護師に対して勉強会を実施 (6) ○○学術集会等で発表した専門分野に関する研究発表、特別講演や基調講演等の演者、シンポジスト等	P17、18、44
	3 現在大学教員ですが、病院で実践もしています。病院での実践も看護師免許取得後の通算5年の実務研修期間に含めることは可能でしょうか。	大学等(専門看護師教育課程・認定看護師教育課程を含む)における教員としての勤務期間は実務研修期間として認められませんが、大学等の教員とは別に非常勤等で兼務し、看護実践している期間は含めることが可能です。その場合、病院等での実務研修期間について勤務証明書の提出が必要です。	P6、18、28
	4 現在所属している病院の実践だけでは必要な実務研修期間が不足します。過去に勤務した病院での勤務時間を含めてもよいでしょうか。准看護師としての勤務時間等を実務研修期間に含めることは可能でしょうか。	過去に勤務した病院で看護実践をしている場合は、実務研修期間に含めることが可能です。その場合、それぞれの所属先の勤務証明書及び非常勤勤務証明書を提出し、通算して必要な実務研修期間を満たしていることを証明してください。 以下の時間は実務研修期間に含めることはできません。 ・准看護師としての勤務時間 ・教育課程の病院実習の時間 ・看護実務のない企業等の在職期間 ・大学等(専門看護師教育課程・認定看護師教育課程を含む)における教員としての勤務時間	P18、28
	5 2018年に申請しましたが、実務研修要件(看護実績報告書)が不合格でした。今年(2020年)再受験を考えていますが、看護実績報告書は提出しなくてもよいのでしょうか。	2019年度から認定審査における看護実績報告書の提出を不要としました。再受験の場合も提出の必要はありません。	

項目	質問	回答	「認定審査の手引き」該当ページ
郵送書類	1 修士課程の修了証書の写しではなく、修了証明書でもよいのでしょうか。	教育機関が発行した修了証明書であれば、提出可能です。ただし、修了証明書の場合は、コピーではなく原本をご提出ください。	P26
	2 履修当時、教育要件のコース外であった科目が、現在、日本看護系大学協議会の認定を受け、教育要件のコース内に該当しています。シラバスの内容は変わっていませんが、シラバスを提出する必要はありますか。	有効期間外に履修した科目については、教育要件のコース外扱いとなります。そのため、有効期間外に履修された単位については、履修当時のシラバス(該当科目のページ、表紙、目次のコピー)と専門看護師教育課程として認定された年度のシラバス、教育プログラムに関する資料、実習要項及び実習記録等の提出が必要です。教育内容が同等であるかについては審査となります。	P27
	3 審査書類を送付したのですが、記載に誤り(申請ID欄に記入を忘れた等)がありました。修正し、再度提出したいのですが、受け付けてもらえますか。	審査書類を提出後は、書類の差し替えや追加は受け付けません。	P29
	4 所属施設に書類の発行を依頼中ですが、期限に間に合いそうにありません。一部の書類を追加で送付したいのですが、受け付けてもらえますか。	審査書類を提出後は、書類の差し替えや追加は受け付けません。	P29
	5 2018年に申請しました。教育要件は合格しましたが、実務研修要件(看護実績報告書)は不合格でした。今年(2020年)再受験を考えていますが、勤務証明書の提出は必要でしょうか。	看護実績報告書が不合格だった場合は、勤務証明書の提出は必要ありません。 ※『資格認定制度 審査・申請システム』にログインし、申請状況一覧をクリックし、詳細画面において、2018年の合否情報にて書類審査の不合格理由をご確認ください。 ※実務研修要件のうち、「看護師の資格取得後、通算5年以上実務研修をしていること。そのうち通算3年以上は専門看護分野の実務研修であること」が確認できず不合格となった再受験者は勤務証明書の提出が必要です。	P46
再受験区分	1 昨年(2019年)受験し書類審査で不合格でした。今年(2020年)再受験を考えていますが、自分がどの再受験区分に該当するかわかりません。	『資格認定制度 審査・申請システム』にログインし、申請状況一覧をクリックし、詳細画面を確認してください。昨年(2019年)の合否情報にて書類審査の不合格理由から該当区分を確認してください。申請書類は、再受験区分により異なります。	P44、45
	2 昨年(2019年)筆記試験を欠席しました。今年(2020年)認定審査の受験を考えています。手続きは必要でしょうか。	昨年(2019年)欠席の手続きが完了している場合は、今年(2020年)の認定審査1回に限り、審査料を免除の上、認定審査を受けることができます。期間中に認定審査の申請手続きを行ってください。	P46
その他	1 今年(2020年)の筆記試験は、どこで受験すればよいのでしょうか。申請時に住所地の会場が選択できるのでしょうか。	認定審査の申請時に、会場を選ぶことができません。東京会場を選択してください。8月31日時点で『資格認定制度 審査・申請システム』に登録されている申請者の住所地を確認し、47都道府県で受験可能なように調整いたします。書類審査の合格発表後に受験票をダウンロードすることができますので、会場を確認してください。	P11、30
	2 筆記試験の過去問題はどのように開示されるのでしょうか。	審査申請後、『資格認定制度 審査・申請システム』の申請状況一覧画面の「過去問題」より前年度(2019年度)の審査問題と認定審査の受験者の課題を閲覧・ダウンロードできます。 開示期間は2020年7月28日(火)11:00~11月4日(水)です。	P42